

## 《 入 札 条 件 》 単価契約

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 入札保証金           | 免除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (2) 入札違約金           | 落札者が契約を締結しないときは、落札単価（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）に予定数量を乗じて得た額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納入のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (3) 契約保証金           | 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とし、その種類は、福山市契約規則に定めたものを落札者が契約を締結する前に納入すること。ただし、福山市契約規則の免除規定に該当するときは、この限りではない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (4) 仕様書等の確認         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書等は福山市資産活用課ホームページに掲載する。</li> <li>・福山市資産活用課ホームページを閲覧できない場合、資産活用課に申し出れば配布を受けることができる。ただし、郵送による配布は行わない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (5) 入札書の提出方法について    | <p>①次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定した入札書提出期限までに代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して資産活用課へ提出すること。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">a 提出者の商号又は名称<br/>b 入札書が在中している旨<br/>c 当該入札等に係る物品調達等の名称及び開札日</p> <p>②入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>③入札回数は、初度を含めて3回までとする。再度入札を実施する場合は、郵送等によらず、指定する日時及び場所に、入札書を提出すること。</p> <p>④提出した入札書は書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> |
| (6) 入札参加資格要件確認書について | <p>①入札参加資格要件が満たされていることを確認して入札参加資格要件確認書（以下「資格要件確認書」という。）を提出すること。</p> <p>②次に該当する場合は、入札を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件確認書に記名押印及びその他必要事項の記載がない場合</li> <li>・資格要件確認書の記載事項と相違があった場合</li> </ul> <p>③住所又は所在地、商号又は名称及び代表者名を記入し、代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印すること。また、入札書を封入する封筒に同封して提出すること。</p>                                                                                                                                                 |
| (7) 開札について          | <p>①開札時の立会は、任意とするが当該入札者に関係のない者の立会は認めない。</p> <p>②開札時に立会する場合、入札の公告に記載された時刻までに開札会場に入場すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (8) 落札者の決定方法        | <p>①開札後落札決定を保留とし、予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査（以下「審査」という。）を行い、資格を有すると認めた場合はその者に落札決定する。なお、当該落札候補者の入札が当該審査により無効とされた場合は、次順位者以降について入札参加資格審査を行い、落札決定を行う。</p> <p>②開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上いるときは、開札を行った場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。（立会者がいる場合でも、当該立会者が入札参加資格者本人又は届出済の代理人以外の者であるときは、代理権限を証する委任状を持参しなければ当該くじを引くことができない。）なお、当該入札者のうち、くじを引かない者（開札に立ち会っていない者も含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。</p>                                         |
| (9) 契約締結について        | <p>落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に福山市建設工事等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| (10) 公正な入札の確保等      | <p>公正な入札を確保するため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>なお、入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |

- ①入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ②入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ④暴力団等から不当介入を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出するとともに、その旨を直ちに報告すること。

（１１）入札期日の  
延期等

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は、中止する。この場合における損害は入札者の負担とする。

（１２）その他

- ・納入場所、納入期限及びその他必要事項は仕様書等において説明するとおりとし、入札条件、入札心得を承諾のうえ入札すること。
- ・当該入札による契約が、議会における議決が必要な案件の場合、議会の議決があったときに効力を生じるものとする。本市は入札参加者の被った損害を賠償する責を負わない。
- ・期間中の受付等手続きは、公告によるものとする。公告に定めがないものについては、福山市の休日を定める条例に規定する市の休日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- ・入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- ・再度の入札が 1 者の場合は、無効とする。
- ・その他必要事項は仕様書において説明するとおりとし、入札条件、入札心得を承諾のうえ入札すること。